

事務局 (松木局長)	<p>ご起立を願います。 礼。 ご着席ください。</p>						
部会長	<p>みなさま、明けましておめでとうございます。本年もどうかよろしくお 願い致します。ただいまから第 710 回農地部会を開催いたします。本日 は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第 21 条第 3 項の 規定により、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名人には、久米地区の安永委員さん、西中 島地区の脇坂委員さんのお二人にお願いいたします。 なお、本日はお手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号から 第 12 号までの、12 件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議 のほどをお願い申し上げます。 それではまず、第 1 号議案、農地法第 18 条 6 項解約通知専決処理報告 について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>						
事務局 (渡部副主幹)	<p>恐れ入りますが、報告の前に議案の訂正をお願い致します。 1 番、2 番ともに、備考欄へ 5 条届出併用と追記をお願い致します。 それでは、ご報告いたします。 1 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時 に、5 条届出により、転用するものでございます。 離作補償として給付金を支払うこととしております。 2 番、本件は残存小作でございます。 本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時 に、5 条届出により、転用するものでございます。 離作補償として給付金を支払うこととしております。 以上でございます。</p>						
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま、第 1 号議案について事務局から説 明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>						
一同	<p>異議なし</p>						
部会長	<p>ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認 することといたします。 次に、第 2 号議案、農地法第 4 条届出専決処理報告について議題とい たします。事務局から説明をお願いします。</p>						
事務局 (藤久次長)	<p>それでは、ご報告いたします。 平成 27 年 11 月 26 日から 12 月 25 日までに専決処理した案件 5 件で、 届出内容は議案記載のとおりでございます。 これら 5 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、そ れぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしま した。 なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table data-bbox="384 2033 975 2110"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>4 件</td> <td>538 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>1 件</td> <td>319 m²</td> </tr> </table>	住宅用地	4 件	538 m ²	商工業用地	1 件	319 m ²
住宅用地	4 件	538 m ²					
商工業用地	1 件	319 m ²					

	<p>となっております。 以上でございます。</p>						
<p>部会長 一同</p>	<p>はい。ありがとうございました。ただいま、第2号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p> <p>異議なし</p>						
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。 続きまして、第3号議案、農地法第5条届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>						
<p>事務局 (藤久次長)</p>	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成27年11月26日から12月25日までに専決処理した案件は19件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。 これら19件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 なお、用途別処理状況といたしましては、</p> <table border="0" data-bbox="384 1055 983 1126"> <tr> <td>住宅用地</td> <td>13件</td> <td>9,717 m²</td> </tr> <tr> <td>商工業用地</td> <td>6件</td> <td>3,598 m²</td> </tr> </table> <p>となっております。 以上でございます。</p>	住宅用地	13件	9,717 m ²	商工業用地	6件	3,598 m ²
住宅用地	13件	9,717 m ²					
商工業用地	6件	3,598 m ²					
<p>部会長 一同</p>	<p>ありがとうございました。ただいま第3号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p> <p>異議なし</p>						
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。 続きまして、第4号議案、農地法第18条第6項解約通知報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>						
<p>事務局 (渡部副主幹)</p>	<p>それではご報告いたします。 1番、本件は農地法第3条許可により、平成17年12月7日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。 2番、本件は強化促進法により、平成21年7月31日に設定された賃借権でございます。 本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は転用するとしております。離作補償はないとしております。</p>						

	<p>3番、本件は強化促進法により、平成25年12月20日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は転用するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>4番、本件は残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>5番、本件は強化促進法により、平成20年3月1日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は転用するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>6番、本件は残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>7番、本件は残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ただいま第4号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続きまして、第5号議案、農地法第3条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡部副主幹)	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。</p> <p>1番、譲受人の宮内さんは、農地約169アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、自作地に隣接する本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。</p> <p>2番、譲受人の田村さんは、農地約37アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、自作地に近い本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。</p> <p>3番、譲受人の山内さんは、農地約164アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模の拡大をしようとするものです。</p> <p>4番、譲受人の高橋さんは、新規農業者でございます。</p> <p>この度、本申請地を借り受け、農業経営に精進しようとするものでございます。</p>

<p>部会長</p>	<p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。</p> <p>5番、譲受人の宮内さんは、農地約231アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、本申請地を取得し、農業経営の規模の拡大をしようとするものでございます。</p> <p>6番、9番は、譲受人が同一のため、併せてご説明いたします。</p> <p>譲受人の河邊さんは、新規農業者でございます。</p> <p>この度、本申請地を借り受け、また、取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。</p> <p>なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。</p> <p>7番、8番も譲受人が同一のため、併せてご説明いたします。</p> <p>譲受人の武田さんは、農地約35アールを耕作する兼業農家でございます。</p> <p>この度、本申請地の贈与を受け、また、取得し、農業経営の規模の拡大をしようとするものです。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。それでは次に、地元委員さんから説明をお願いいたします。</p> <p>先ず、8ページ、4番は所在地が和気地区でありますので、私から説明させていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>先ほど事務局から説明がありましてとおおり、譲受人の高橋靖定さんは東長戸3丁目にお住まいですが、今般、和気地区の農地を借り受け新規就農をお考えであります。</p> <p>地区審査において、営農体制等を確認いたしましたところ、これまで譲渡人の農業を手伝ってきた経験があり、耕作意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>続きまして、住所地は久枝地区でありますので、渡部潤一郎委員さんお願いいたします。</p> <p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど地元委員からもご説明がありましてとおおり、譲受人の高橋さんは東長戸3丁目にお住まいであり、和気地区の農地を借り受けて、新規就農をお考えであります。</p> <p>自宅から近く、通作に支障はないとのことであり、住所地委員としても了承いたしました。なお、本部会でのご審議をお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>続きまして、9ページの6番と9番は併用案件でありますので併せて説明をお願いします。河野地区でありますので、中川委員さんからお願いします。</p>
<p>中川均 委員</p>	<p>先ほど事務局から説明がございましたように、申請人の河邊さんは、このたび、農地を取得、及び父親から借り受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、以前より実家の農作業を手伝っており、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。</p> <p>なお、本部会でのご審議をよろしくをお願いいたします。</p>

部会長	<p>ありがとうございました。ただいま、第 5 号議案につきまして、事務局ならびに地元委員さんから説明がありました。</p> <p>本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、第 6 号議案、農地法第 4 条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>はい。それではご説明いたします。</p> <p>1 番、本件は、次の第 7 号議案 1 番の 5 条許可申請で進入路を確保し、併せて農家住宅を建築する案件でございますので、一括して説明いたします</p> <p>本件申請人は市内三町三丁目に居住し、農地約 5 1 a を耕作する兼業農家でございますが、耕作農地全てが小野地区にあり、通作に不便なことから、現居宅を娘に譲り、新たに申請地へ農家住宅を建築したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>2 番、本件申請人は、現在、市内鷹子町に居住しておりますが、何かと手狭なことから、現居宅を次男に譲り、新たに本申請地へ自己住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄鷹ノ子駅から概ね 3 0 0 m 以内にあることから第 3 種農地と判断されます</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま事務局から第 6 号議案について説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたしますが、本件は県許可分でありますので、意見を附して県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、第 7 号議案、農地法第 5 条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (藤久次長)	<p>誠に恐れ入りますが、一ヶ所、議案の訂正をお願いいたします。1 4 ページを開けていただきますと、</p> <p>1 1 番の譲受人、愛管社の社が若者などで使う者になっておりますが、会社の社が正しいので、訂正をお願いいたします。それでは、ご説明いたします。</p>

1 番、本件は、先程承認いただきました 4 条許可申請 1 番の併用案件でございます。

2 番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしておりますが、この度、既存宅地を購入し、自己住宅を建築することとなりましたが、進入路が手狭なことから、本申請地を取得し、公衆用道路として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

続いて 3 番から 8 番までは、隣接地で関連業者が関連する事業を実施する案件ですので、まとめてご説明いたします。

3 番、本件受人は、大阪市に本社を置き、自動車修理業を主な業務とする法人でございますが、この度、四国松山への進出を計画し、国道 1 1 号線沿いの本申請地を借受け、板金修理をメインとする自動車修理工場を建築したいとしております。

4 番及び 6 番の受人は、東京都港区に本社を置き、不動産業、建築業を主な業務とする法人でございますが、この度、経営の多角化を推し進め、国道 1 1 号線沿いの自己所有地並びに本申請地を借受け、車検整備をメインとした自動車整備工場を建築するとともに従業員の露天駐車場を設置したいとしております。

7 番及び 8 番の受人は、山口県岩国市に本社を置き、松山市では国道 1 1 号線沿いで自動車販売、修理業を営んでいる法人でございますが、この度、隣接する本申請地を取得並びに借受け、自動車小売店舗を再構築したいとしております。

最後に 5 番は、今まで説明した 3 法人が連名で、それぞれが一体利用地として利用する払い下げ農道、水路の代替地として転用するものです。

なお、それぞれ、建築物を伴うものについては都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

また、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

本件は、それぞれ申請面積が 1,000 m²以上の案件でございますので、後ほど 3 番から 8 番までまとめて地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

9 番、本件受人は、市内今在家一丁目で墓石工事業を営んでおりますが、現資材置場及び駐車場が地主の都合により返還しなければならなくなったことから、その代替えとして本申請地を取得し、栗石、砂利、重機、トラック等の露天資材置場及び駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 h a 未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

10 番、本件受人は、伊予郡松前町に居住し、松山市上野町の農地約 32 a を耕作する兼業農家でございますが、今般、耕作農地に隣接する本申請地を取得し、農業用倉庫を建築するとともに農作業場として利用したいとしております。

	<p>なお、本申請地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は農業用施設として転用するもので例外的に許可できるものに該当すると判断されます。</p> <p>11 番、本件受人は、管工事を主な業務とする法人でございますが、現資材置場、駐車場が手狭で、事業に支障をきたしていることから、この度、当置場を返還し、新たに本申請地借受け、鉄板、トラック、各種車両等の露天資材置場及び駐車場として利用したいとしております。</p> <p>なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>次に、地元委員さんから説明をお願いします。3 番から 8 番までいずれも関連がありますので、併せて説明をお願いします。小野地区の永田委員さんからお願いします。</p>
<p>永田俊誠 委員</p>	<p>それではご説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の「株式会社ビッグモーター・株式会社ビッグアセット・株式会社ビーエムホールディングス」は、自動車の販売及び修理整備を行う法人であります。</p> <p>このたび、事業規模拡大に伴い、各既存施設の増床及び事業実施に伴う、農道水路の付替えを行うため、申請に至ったものであります。</p> <p>また、周辺農地への影響も無いことや地元改良区等の了承もあることから、地元としては了承した訳でございます。</p> <p>なお、本部会でのご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、第 7 号議案について事務局ならびに地元委員さんから説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
<p>一同</p>	<p>異議なし</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め原案のとおり承認することといたしますが、なお、本件は県許可分でありますので意見を附して県知事に送付させていただきます。</p> <p>続きまして、第 8 号議案、平成 27 年度第 10 号農用地利用集積計画について、議題といたします。</p> <p>なお、この第 8 号議案をご審議いただく前に、番号 6 と 7 は小池委員さんご自身の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 24 条の議事参与の制限の規定に基づき、ご着席のままで結構ですが、退席をされた、ということで、議事に参与されないようお願いいたします。</p> <p>それでは、第 8 号議案、平成 27 年度第 10 号農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (片山主査)</p>	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>本日の案件 16 件の内、使用貸借権設定が 15 件、所有権移転が 1 件で、使用貸借権設定の内訳は、新規が 19 筆、更新が 25 筆、再設定が 6 筆です。また、所有権移転の内訳は、7 筆となっております。利用集積計画総面積は、合計 61,333 m²でございます。</p>

	<p>まず、15 ページの番号 1、2、3、4、5、の譲り受け人は、約 982 アールを耕作する農事組合法人で、新たに使用貸借権を設定することにより、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号 6 と 7 の譲り受け人は、約 349 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定するなどにより、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>16 ページの番号 8 と 9、17 ページの番号 10 の譲り受け人は、農地中間管理機構としての事業を目的の 1 つとして設立された公益財団法人えひめ農林漁業振興機構で、まとまった利用集積を促す為、担い手の掘り起こしをし、借り手候補がみついている本申請地に対して農地中間管理事業に係る使用貸借権を設定するものです。権利の取得後、機構が「農用地利用配分計画」を決定し、県の認可、公告を経て借り手の方に 4 月頃正式に転貸される予定です。</p> <p>番号 11 の譲り受け人は、約 163 アールを耕作する農業者で、引き続き使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号 12 の譲り受け人は、約 143 アールを耕作する農業者で、引き続き使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号 13 の譲り受け人は、約 315 アールを耕作する農業者で、引き続き使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>18 ページの番号 14 の譲り受け人は、約 257 アールを耕作する農業者で、引き続き使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>番号 15 の譲り受け人は、約 232 アールを耕作する農業者で、引き続き使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。</p> <p>19 ページの番号 16 の譲り受け人は、2,100 アールを耕作する農業生産法人で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 28 年 1 月 15 日の予定となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
部会長	はい。ありがとうございます。ただいま第 8 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。
一同	異議なし
部会長	はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。
事務局 (片山主査)	<p>次に、第 9 号議案、農用地利用配分計画案に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を</p>

	<p>決定する前に、同法律第 19 条 3 項の規定、《計画案の提出等の協力》に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>機構への利用権設定については、この 21 筆を 10 月と 11 月の農地部会におきましてご審議いただきました。このことに関しましては、平成 27 年 11 月 30 日に 2 筆、平成 27 年 12 月 15 日に 19 筆についての市の公告が済み、それぞれ公告日の翌日付けで使用貸借権が機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画案について意見を求められております。</p> <p>総面積は合計 12,334 m²、21 筆、全て使用貸借権です。</p> <p>この案を松山市が機構へ提出し、農用地利用配分計画を機構が決定した後、県が認可し、平成 28 年 3 月頃の公告という流れになっています。そのため、3 月頃に濱中寿也様と農事組合法人 八反地営農組合様に耕作権が設定される予定です。</p> <p>以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。ただいま第 9 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>ありがとうございます。それでは異議なしと認め原案のとおり承認することといたします。</p>
事務局 (渡部副主幹)	<p>次に、第 10 号議案 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出専決処理報告について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>平成 27 年 11 月 26 日から 12 月 21 日までに専決処理した案件は 15 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら 15 件つきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま第 10 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、本件原案のとおり承認することといたします。</p>
事務局 (片山主査)	<p>続きまして、第 11 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきまして</p>

は、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。

なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましても、税務署の判断となります。

番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

今回の納税猶予を受ける農地のうち、上野町の甲423番、甲534番1、甲541番1、甲566番1、甲816番については、進入路部分を、上野町甲561番1については、農業用倉庫部分を相続人本人の申し出により除外しております。

なお、進入路部分につきましては、相続税の納税猶予の特例適用対象農地に含むことができる旨、相続人本人さんにご説明したところ、相続人本人さんのご意思で、相続税の納税猶予の対象農地から除外してほしい旨の申請がございましたので、その通り受け付けております。

番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

なお、今回の納税猶予を受ける農地のうち、針田町6-1については、農業用倉庫部分を相続人本人の申し出により除外しております。

番号3の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長

はい。ありがとうございました。ただいま第12号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

白石研策
委員

はい。

部会長

はい、白石委員。

白石研策
委員

これでね、昨年からこれ納税猶予の適格証明願の私が始終言っておるんですが、事務局の扱い、そのことについて役員さん、三役あたりがね、市長部局と、農業委員会も単独の行政機関です。それと市長部局も行政機関です。それと法務局、税務署、全部国の行政機関です。全部が合わなくなってくる。これでやっていくとね。

それで、合議をやってきたかということと、はっきりこれ去年は税務署に話に行きましたけども。それと同時に合わなくなるということと、心配したのは、2号議案みたいな針田町あたりがありますと、これで過去にはどういう例があるかと。現況がですね、私道で農地の転用をかけて地目を変えていなかった。

まあ、見よってくださいよ。あの、現況課税ということで、資産税がじゃね、もう過去にかまなんだから言っときますがね、松山市のどこでも同じですがね資産税はね、現況課税ということで、つんぼ道の場合は、前面の道路に面した2筆ともう1筆あったら公衆用道路ということで、固定資産税はかけないんです。

ただし、つんぼ道の場合は、不特定多数の人が通れない。つんぼ道だから。特定の人しか通れないつんぼ道ですから、これは登記法に基づいて、

相続のときには、相続税の対象になるんです。それで対象になった場合に、過去に一番大きな例は、私ども地元であれば、立花、小坂町がだいぶつんぼ道をのけましたけどね。

何故かといいますのは、私道のつんぼ道一本でね、3千万も払った人がおるんです。というのは、相続税の場合は、全部のその相続する人の全額に相続にかかる、パーセントが当時は60%から、6億超したら65%になると。税理士がちゃんと計算しておりました。それがあつたばかりに百万くらい超えたんです。超えたら65%になったから、6億の5%です。それで3千万も払ったという例があるんです。

だからこのように、針田町の方みたいに、たった101.26㎡くらいだと思ふかも知れませんが、これを簡単に、税法上では対象で、これは農地じゃないという外し方をして、やって、扱ったらどうなるかという問題が一つは出てくる。

それで現況を、それぞれ、これは確認をしてくれてやっておくことかということも問題になる。

それとですね、それぞれ昨年から言っておりますが、千いくらかあるのを98㎡とか引いておりますがね、そういう場合に、200㎡までというのを本会議で聞いておりますよ。渡部会長に。松山市の場合は200㎡まで農業倉庫ということというのは水の関係があるんだと。

それと施設園芸なんかした場合には、200㎡までは、その施設園芸の5、6反のハウスの資材を入れるためにいるから農業施設は転用しなくていい、ということですね、それで農地のまあどを建てなさいと。

それで施設が全部移ったら、そこへ宅地が残ったらいけないからと、また農地に戻らないからということであつた決まりになつたのに、これ農地が、これ今日も私も、県の毛利局長にこんなことになつたんだということであつたことですよ。

だからね、事務局の事務処理するうえで、私が三役にお聞きしたいのは、市の行政当局と、税務署当局と、国税当局これはちゃんと打ち合わせやってほしいと。すりあわせをしてどういう扱いするかと。こんなことで扱つかまんのですか。ちゃんと議事録で答弁。

松下長生
委員

すみません。

白石研策
委員

あんたもわかっとる。

松下長生
委員

すみません。

白石研策
委員

教えてほしい。

部会長

ちょっと待ってもらえますか。

松下長生
委員

すみません。

部会長

それじゃ、はい。

松下長生
委員

あの、前からこの件で一つ解決したらまた突っ込んで、農業委員のこの会議で議論する以外のことを今質問でしとると思いますが、例えばこ

<p>部会長</p>	<p>れ、資産税課の問題とか、都市計画法の問題であるとか、建築指導課の問題とかそういう形が絡んできますので。</p> <p>我々は農業委員で農地転用の部会でございますので、そここのところを踏まえた上で質問していただかないと、全ての課に属するような問題は、自分で各課を回って、それで解決すればいい問題なので。</p> <p>ここは農地転用の問題だけを出す問題なので、あくまでもいまの質問については却下してください。以上です。</p> <p>ただいまの白石委員の質問についてお答えしますと、農業用倉庫というのは過去何度も審議されて、審議済みだという理解をしております。</p> <p>今回、新しくありました進入路の件がありますが、これは最初の議案説明の中で事務局から前もって説明がありました。</p> <p>ということで理解をしていただきたいのですが、改めて、事務局から進入路に対する税務署の回答、この件についてだけ、事務局から答弁をしてください。</p>
<p>白石研策委員</p>	<p>畔なんかどないするん。</p>
<p>事務局 (片山主査)</p>	<p>納税猶予の特例適用対象農地として含んでよいと、税務署の方に確認しておりますし、本人さんにも、相続人さんにも説明して、その旨ご了解いただいた上で、本人さんのご意志がありますので、ご意志に基づいて進入路部分は除外して申請しますというところで受け付けております。</p> <p>それで以上です。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
<p>白石研策委員</p>	<p>そこで、ちょっと。</p>
<p>部会長</p>	<p>今のに関連してですか。</p>
<p>白石研策委員</p>	<p>うん、そうそう。</p>
<p>松下長生委員</p>	<p>しっかり今の僕の意見通してくれんかね。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい、松下委員の。</p>
<p>松下長生委員</p>	<p>ここで議論する問題じゃないじゃない。論点が違うやろ。</p>
<p>部会長</p>	<p>白石委員が言おうとしておることを聞く必要もあると思いますので、発言してください。</p>
<p>白石研策委員</p>	<p>あのね、かまんのかと言よんのはね、松山市の固定資産税はまるで農地は1月1日現在で課税するのよね。課税台帳に。</p> <p>それで、この部分は、税務署は、納税猶予で抜くんよね。宅地で、これかけるんやから、宅地全部。</p> <p>それと食い違ってくるのよ。</p>
<p>松下長生</p>	<p>総務部でやれ。総務部で。</p>

委員	
白石研策委員	農業委員会が原因じゃ。過去にやったの全部間違いじゃ。大事よこんなことしたら。農地が守れんのじゃ。畔も全部抜くのか。
部会長	白石委員。これは公の場ですからそんな言い方はやめてください。
松下長生委員	お前のう。ちっとは賢なれ。ここの部会じゃないこと。議会の中でも同じこと言よろが。
部会長	委員さん、他に異議ありますか。
一同	異議なし
白石研策委員	この取扱いが不適當じゃと言よんじゃ。
部会長	それでは異議なしと認め、原案の通り承認することといたします。
	次に第 12 号議案、松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局 (藤久次長)	それではご説明いたします。 本件は、申出者から今後概ね 10 年以上農地として利用するため農用地区域に編入してほしい旨の申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、松山農業振興地域整備計画を変更するに当たり、当農業委員会の意見を求めてきたものでございます。 1 番、本件申出地は、本市で推進する有望柑橘品種への改植事業等が進められている農用地区域内農地に隣接し、現在、優良な樹園地として管理されており、今後、長期間当該地域の主作物である紅マドンナの産地として活用されると見込めます。 2 番、本件申出地は、本市で推進する有望柑橘品種への改植事業等が進められている農用地区域内農地に近接し、現在、優良な樹園地として管理されており、今後、長期間当該地域の主作物である紅マドンナの産地として活用されると見込めます。 3 番、本件申出地は、本市で推進する有望柑橘品種への改植事業等が進められている農用地区域内農地に隣接し、現在、優良な樹園地として管理されており、今後、長期間当該地域の主作物である、せとか、紅マドンナ等柑橘の産地として活用されると見込めます。 以上 3 件、農用地区域への編入に係る計画変更は適当と思われませんが、意見の決定をお願いいたします。 以上でございます。
部会長	ありがとうございました。只今、第 12 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。
一同	異議なし
部会長	はい。ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 以上で、本日の提出議案、12 件の議案審議は、これで終了いたします。委員さん方、何かご意見等ございましたらご発言をお願いします。

白石研策 委員	はい。ちょっと。
部会長	もう白石委員、さっきの件だったら。
白石研策 委員	ほったら、納税猶予で。
部会長	もう納税猶予はもう。
白石研策 委員	認めた所は農地じゃないんじゃない。納税猶予で本人が申請した所は。
部会長	いえ農地であっても。
白石研策 委員	それが食い違ふと言よんの。納税猶予で農地じゃないと認めて課税の対象でここで税金かけるように申告してきたんじゃないと。それを農地じゃないとここで認めたことになるんじゃないかって言よんの。それがいかんと言よんの。
部会長	委員さん、他に何かありますか。
一同	なし。
部会長	別にないようでしたら、事務局からの連絡事項などありませんか。
事務局 (片山主査)	事務局から2点連絡事項があります。 まず1点目は、平成28年1月29日金曜日の午後2時30分から第155回松山市農業委員会総会を松山市役所本館11階で開催します。出欠のご連絡については、事務局にいただきますようよろしくお願いいたします。 2点目は、昨年に1度回収しました黄色の平成27年度の農業委員活動記録ノートですが、前回返却時から12月に至るまでの活動の詳細をご記入いただいたものを事務局へご提出ください。本日お持ちでない方は、総会もしくは農地部会でご提出いただいで結構です。 なお、平成28年度の農業委員活動記録ノートにつきましては、3月頃の発行予定との連絡を受けており、当初よりも出版が遅れているようですので、今月29日の総会で活動記録ノートのコピーをお渡しいたします。 皆様にはご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、今年1月からの活動記録をご記入いただいで、後日、平成28年の活動記録ノートがお手元に届きましたら一緒に綴じて保管していただきますようお願いいたします。 以上です。
部会長	はい、ありがとうございます。 その他にないですか。
事務局 (松木局長)	次回の農地部会でございますが、2月の10日水曜日を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。
部会長	以上で第710回農地部会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

午前11時22分閉会

